

秘
農林水産省

調査年	都道府県	管理コード	食鳥処理場コード



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和 年 畜産物流通調査 食鳥流通統計調査票

この調査は、農林水産省が統計法に基づく承認を受けて実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



<URL : <https://www.e-survey.go.jp/>>

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。

なお、インターネットにて回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

食鳥の種類ごとの生体の処理量を記入してください。

食鳥の種類	令和 年 1月～令和 年 12月の生体の処理量															
	処 理 羽 数 (千羽)								処 理 重 量 (t)							
	前年 (年)				本年 (年)				前年 (年)				本年 (年)			
	千万	百万	十万	万	千	百万	十万	万	千	万	千	百万	十万	万	千	百
① 肉 用 若 鶏																
② そ の 他 の 肉 用 鶏																
③ 廃 鶏																

1 食鳥の種類について

記入のポイント

調査項目 の定義	①肉用若鶏	②その他の肉用鶏
	食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後 3か月齢未満のもの （「食鶏取引規格」に規定する「若どり」）をいい、肉用種、卵用種等は問わない。	食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後 3か月齢以上のもの （「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」、「親おす」）をいい、肉用種、卵用種等は問わない。
一般的な 呼び名	若どり ※ ブロイラー ☆ 3か月齢未満の銘柄鶏 ☆ 銘柄鶏、地鶏問わず 3か月齢未満のものは①肉用若鶏に含めてください。 ☆ 3か月齢未満の地鶏	肥育鶏 ※ ※食鶏取引規格に規定する規格 3か月齢以上の銘柄鶏 ★ 3か月齢以上の地鶏 ★ 親めす 親おす ※ ★ 銘柄鶏、地鶏問わず 3か月齢以上のものは②その他の肉用鶏に含めてください。
	0日 ふ化後	90日 (3か月齢)
	60日	150日 (5か月齢)

③廃鶏：採卵を目的に飼養している鶏及び種鶏として飼養している鶏で、廃用されたものをいう。

【調査の対象から除外されるもの】

鶏以外の食鳥（あひる、かも、あいがも、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥等）

2 「処理量」には、他の食鳥処理場から譲り受けた脱羽後のと体の処理量は含めないでください。

3 「処理重量」は生体重量とし、と体重量しか分からない場合は、「1.1」を乗じた生体換算重量で記入してください。

◎調査にご協力いただき大変ありがとうございます。調査事項はここまでです。

調査及び調査票の記入に当たって不明な点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

お問合せ先